

平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた視点及び目標並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、平成 30 事務年度（平成 30 年 7 月からの 1 年間）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

（監査業務の動向）

我が国の景気は緩やかな回復基調を続けており、平成 29 年における証券取引所の新規上場会社数は 90 社と前年に続き高水準で推移し、上場会社数や上場会社の平均監査報酬額も微増とはいえ増加傾向にある。

上場会社の会計監査は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が行うが、大手監査法人²が 9 割超（平成 29 年末時価総額ベース）と圧倒的なシェアを占めている状況にある。その中で、最近の監査人の交代の状況をみると、大手監査法人間の異動は引き続き高い水準にある一方で、小規模な上場会社において、大手監査法人から準大手監査法人³や中小規模監査事務所⁴へ交代する動きがみられている。

また、高水準が続く M&A や企業の海外進出、経済取引の複雑化・専門化などに対応して、大手監査法人においては、国際人材の確保・育成、IT・テクノロジーの活用、監査補助者の採用強化などにより、監査手法の深化、複雑化への対応を進めている。

¹ 監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）については、平成 28 年 5 月 13 日に策定・公表。

² 大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。

³ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。

⁴ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

(不正会計等への対応)

ここ数年、不適切な会計処理等の適時開示を行った上場会社は増加の傾向にある。これは上場会社において、適時に情報開示を行うという意識が高くなっていることや監査人からの指摘が増えていることによるものとも考えられるが、最近も上場会社の海外子会社での会計問題が発生しており、重要なグループ会社の管理を含む内部統制が必ずしも十分ではない事例もみられている。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業も含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められている。

IPO 市場においては、上場審査の厳格化等により、上場直後の不適切な会計処理の発生が減少している。しかしながら、前述のとおり新規上場会社数が高水準で推移していることや、このような会社の内部統制は比較的脆弱であることを踏まえると、新規上場会社に対する監査は慎重に実施することが重要である。

(監査事務所における品質管理の現状)

審査会では、平成 28 事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁵を記載している(フォローアップ検査を除く)。これまでに実施した検査の結果においては、総合評価の最上位である「概ね妥当である」に該当するものはなく、「妥当でない点がある」以下の総合評価を各監査事務所の業務運営に応じて付している。

平成 29 事務年度の検査の結果をみると、大手監査法人についてはいずれの法人も不十分な点はあるものの、品質管理部門と事業部門の連携にも留意し、品質管理の改善に向けて組織的に対応している状況がみられる。準大手監査法人においては組織的な対応のための体制整備を行ってきたものの、品質管理を担う社員等が限られているために十分な運営・管理ができていない状況がみられる。中小規模監査事務所では、一部の事務所において、業容拡大を先行し、適切な品質管理態勢が構築できていないものや、代表者や品質管理責任者において品質管理に対する認識が十分でないもの等がみられる。

⁵ 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、「概ね妥当である」、「妥当でない点がある」、「妥当でないもの」、「妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要」及び「著しく不当なもの」の5段階に区分している。詳細は、当審査会 HP に掲載の平成 30 年版モニタリングレポートを参照。

(監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢整備等)

大手監査法人や準大手監査法人などは、平成 29 年 3 月 31 日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「監査法人のガバナンス・コード」という。)を踏まえ、実効的なマネジメント機関による法人全体の組織的な運営、監督・評価機能における独立第三者の知見の活用など、監査品質の向上のためのガバナンス態勢の構築に係る取組を進めているところである。

(IT 化の進展に伴うセキュリティ対策)

大手監査法人を中心に、IT を活用した監査の更なる普及・深化を進めており、このような動きは監査業務の実効性や効率性を確保した深度ある監査の実現に資するものとして期待される。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、海外において監査法人を標的としたサイバー攻撃による被害の事例も発生している。サイバーセキュリティ問題は監査法人にとって経営上のリスクであり、IT 化の進展に合わせて、サイバーセキュリティの強化を確実に行っていく必要がある。

(国際的な監査監督機関の動向)

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR)⁶は、平成 29 年 4 月に我が国 (東京) に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。IFIAR においては、6 大監査ネットワーク⁷と継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査品質の向上に取り組んでいる。平成 30 年 4 月の IFIAR 年次総会では、こうした目標を定めた中期戦略計画 (平成 30 年から 3 年間) が承認されており、審査会としては、引き続き IFIAR の活動に貢献していく。

2 平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

上記「1 監査事務所をめぐる環境」及び監査事務所等モニタリング基本方針を踏まえ、次の点を重視して、下記 (1) から (5) に掲げる基本的な考え方でモニタリング⁸に取り組む。

6 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) : 平成 18 年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成 30 年 6 月末時点のメンバーは我が国を含む 52 か国・地域となっている。

7 BDO、Deloitte、EY、Grant Thornton、KPMG 及び PwC

8 モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

- ・ 監査品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促すような検証を行う。
- ・ 監査事務所の実施する監査において、形式的に基準に準拠しているかだけでなく、不正会計等を見抜くような適切な職業的懐疑心が発揮されているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクが評価されているかなど、実質的なものとなっているか検証を行う。

(1) モニタリングにおいて重視する事項

平成 30 事務年度においては、以下の点を重視したモニタリングを実施する。

① 監査品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

② 監査法人のガバナンス・コード等を踏まえた態勢の整備

監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて構築・強化したガバナンス態勢が監査品質の向上のために実効的なものとなっているか引き続き検証する。

中小規模監査事務所についても、業務管理態勢、品質管理態勢が監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証する。

こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

③ 監査をめぐる動向を踏まえた状況把握

ア 海外子会社に係るグループ監査

上場会社は、国内市場の成熟化に伴い売上拡大を海外の事業展開に求めている中、海外子会社での会計問題が発生していることを踏まえ、引き続き海外子会社に係るグループ監査の状況について、監査チームのみならず、監査事務所全体としての対応状況を把握する。

イ 監査契約の新規受嘱

近時の不正会計事案なども契機として、監査人を交代する事例が多くみられるため、新規に監査契約を受嘱した監査事務所において、監査実施体制を編成する際の監査品質に及ぼす影響の評価状況を把握する。

④ IT を活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や準大手監査法人の一部では、IT を活用した被監査会社の会計関係のデータ等を分析するシステムを導入したり、リスク情報を部門横断的に管理する態勢を設けたりするなど、監査業務の IT 化が進展している。

この動きは監査品質の確保・向上を目指したものであり、その状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

あわせて、IT 化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認することとし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなどについても把握することとする。

監査事務所には、個人又は社員が数人の小規模なものから大手上場会社の監査業務を多数行う数千人規模の大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も大きく異なっている。したがって、モニタリングの実施に当たっては、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に分け、その態様に応じて実施する。

(2) 国際的な監査監督の連携強化

これまでに署名した多国間情報交換枠組み（MMOU）や二国間の情報交換の枠組み⁹を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や海外監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、海外の監査監督手法やグローバルネットワークの動向を把握することとする。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大手監査法人との定期的な意見交換を継続するとともに、金融庁、関係団体、海外監査監督当局などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実させ、情報収集・分析結果については、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、海外監査監督当局への職員の派

⁹ 平成 30 年 6 月末時点で 8 か国（アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス及び中国）の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換（EOL）を実施している。

遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進める。

(5) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度の総括的検証等

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有している。これを受けて、協会においてもレビュー態勢の強化などの対応を順次行ってきたが、協会の品質管理レビューが不断に向上していくように、引き続き、協会の品質管理レビューの総括的検証を行う。

また、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担・連携を図る。

3 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査の結果を分析するなど有効に利用する。また、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクを適時、的確に把握する観点から、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収、ヒアリングや協会の品質管理レビューの検証を実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 報告徴収

- ① 協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。

特に、中小規模監査事務所については、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

- ② 大手監査法人については、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した監査品質の向上のためのガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢、ITを活用した監査手法（セキュリティを含む。）等の検証に必要な定性・定量的情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や意見交換で提出された情報を活用するなどにより、効率的に実施することとする。

- ③ 検査結果通知後一定期間を経過した監査事務所に対して、必要に応じて報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。その際、金融庁関係部局と連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

なお、検査において、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、一定期間の経過を待つことなく、検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告徴収を実施することを検討する。

上記報告徴収の結果、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの総括的検証等

協会の平成 29 年度品質管理レビューの実施内容をみると、監査事務所の直近の品質管理の状況に応じて、レビュー日数、レビューアーの人数を弾力的に決定している事例や、レビュー実施中の指摘状況に応じてレビュー期間を延長している事例などが前年度に比べて増加している。また、個別監査業務の指摘を形式的な文書化の不備にとどめずに不備の実態を踏まえ監査手続上の指摘としている事例や、個別監査業務の指摘内容を踏まえ品質管理態勢の不備とも結びつけている事例も増えてきている。

このように、協会の品質管理レビューの質は向上してきていると認められる一方で、レビューでの改善指導が、レビュー先の監査事務所に適切に行われ、有効な改善を促しているかという観点においては、なお課題がみられる。

このような状況を踏まえて、今後とも、レビュー報告受理時の審査及び検査等を通じて総括的検証を行うこととする。

現在、審査会と協会の実務者レベルにおいて、有効な改善・監査品質の向上につながる品質管理レビューの在り方について、意見交換等を実施している。上記の総括的検証の結果を踏まえ、互いの機能の実効的な連携を図るとともに、審査会と協会との適切な役割分担について、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の進捗等を踏まえ、議論を継続していく。

(3) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を

把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人との定期的な意見交換を継続し、その際には経営トップの監査品質の向上に向けた考えについても意見交換を行う。

また、金融庁関係部局、協会及び取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所のグローバルネットワークとの間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、さらに、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

4 検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、検査先である監査事務所との対話を通じ、業務運営上の問題点や根本的な原因を踏まえた改善対応等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。その際、業務改善に向けた優れた取組等が認められる場合には、当該取組等を評価し、検査対象先とも認識を共有する。

検査結果については、監査事務所だけでなく、その被監査会社の監査役等にも業務管理態勢を含む指摘内容が的確に伝わるよう、検査結果通知書の記載内容を見直したところである。審査会は、今後も監査事務所や監査役等の検査結果の利用者との対話等を通じて検査結果の記載内容の充実に努めるとともに、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。

上記も踏まえ、本事務年度検査においては、業務管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、監査業務の実施において適切な職業的懐疑心を発揮しているか、監査事務所自らが不備の根本的な原因を踏まえた有効な改善に向けた行動をとっているかの観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の態様に応じた検査を行う。

(1) 大手監査法人

大手監査法人については、資本市場における役割の重要性等を踏まえ、協会の品質管理レビュー結果に基づき、原則として2年ごとに検査（通常検査）を実施する。

また、通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。フォローアップ検査の実施に当たっては、検査先の負担にも配慮し、検査の効率的な実施に一層留意する。

さらに、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、

又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記原則にとらわれずに機動的に検査を行う。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、現場で監査業務を行う監査チームに対して品質管理や業務管理などを浸透させる態勢が重要である。したがって、トップの姿勢を含む経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、監査品質の向上に向けた経営層の認識を確認しつつ、以下の検証項目に重点を置く。

- ・ 監査品質の向上に向けて、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築した態勢の実効性についての検証。監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況の検証
- ・ 適切なリスク評価が行われているか、適切に職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- ・ 監査に係る新規受嘱手続（特に大手上場会社に係る手続）及び新規受嘱等に伴う監査実施体制の編成が監査事務所の監査品質に及ぼす影響の検証
- ・ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- ・ 海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ グローバルネットワークによる監視活動への対応状況の検証

（２）準大手監査法人

準大手監査法人については、大手監査法人に次ぐ規模を有し、多くの上場会社の監査業務を行っているなど、我が国監査業界における重要性に鑑み、協会の品質管理レビュー結果に基づき、原則として３年ごとに検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行う。

本事務年度の検査においては、監査品質の向上に向けたトップの姿勢を含めた経営層の認識や取組を把握するとともに、以下の検証項目に重点を置く。

- ・ 監査品質の向上に向けて、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ構築し

た態勢の実効性についての検証。組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証

- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

(3) 中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の業務管理態勢、品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性などの確認を中心とした検査を実施する。その際には、不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が形式的、対症療法的なものにとどまっていかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果等に基づき、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の検証項目に重点を置く。

- ・ 代表者及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

5 モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、その内容を取りまとめた上で、監査品質の確保・向上に資するよう海外も含め広く情報提供をしていく。取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

- ① モニタリングレポートについては、市場関係者が監査に対する理解を深めることに資する観点から、審査会における最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させる。また、読み手として、市場関係者だけでなく広く社会一般を視野に入れ、特に会計・監査に関係する教育者や学生などにも広がるよう、情報の内容や発信の充実に努める。
- ② 検査結果事例集については、優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、深度ある分析を行った上で改訂し公表する。改訂に当たっては、監査事務所のほか監査役等の市場関係者に、より理解され活用されるように努める。

また、全国の協会地域会等での説明会や監査役等への講演等を通じて、検査結果事例集の内容の周知を行っているところであるが、市場関係者等に対しても積極的に発信することとする。

以 上